ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本制度の目的は、佐賀市域において２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため、脱炭素社会の実現に資する取組を実施する事業者又は団体（以下事業者等という。）をゼロカーボンシティさがし推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）として認定し、その取組を推進するものである。

（対象）

第３条　本制度の対象は、以下に掲げる全ての条件を満たす事業者等とする。

(1) 佐賀市内に事業所等を有すること。ただし、佐賀市外の事業者等であっても、ゼロカーボンシティさがしの実現に寄与すると判断できる場合は、この限りではない。

(2) 暴力団等（佐賀市が佐賀警察署と平成２１年１２月１６日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第２条第８号に規定する暴力団等をいう。）及びその関係者に該当しないこと

(3) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと

(4) 法令違反その他認定するにふさわしくない事実がないこと

（認定要件）

第４条　推進パートナーの認定の要件は、以下に掲げる分野のいずれかに該当する具体的な取組を３つ以上実施していること又は１年以内に実施する予定があることとする。

(1) 再生可能エネルギーの導入

(2) 省エネルギーの促進

(3) 地域環境の整備・向上

(4) 廃棄物の発生抑制と循環型社会の推進

(5) その他脱炭素社会の実現に資する取組

（申請）

第５条　推進パートナーとして認定を希望する事業者等は、市にゼロカーボンシティさがし推進パートナー申請をするものとする。

（認定の決定）

第６条　市は、第５条の規定により申請を受けた場合は、第３条及び第４条に規定する要件に適合することを確認し、推進パートナーとして認定を決定する。

２　市は、認定を決定した推進パートナーに認定証を交付する。

３　市は、推進パートナーをホームページ等で広報する。

（協力）
第７条　推進パートナーは、市が求めた場合、取組の状況について市に報告するものとする。
２　推進パートナーは、市が求めた場合、脱炭素社会の実現に資する市の施策に可能な範囲で協力するものとする。
（変更）
第８条　推進パートナー認定後、登録情報に変更が生じた場合は、市に変更後の情報を届け出て、登録情報の変更を行うことができる。
（認定期間）
第９条　推進パートナーの認定期間は、認定日以後における最初の３月３１日までとする。ただし、第１０条及び第１１条に該当しない場合は、認定期間満了日の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。
（認定の取り消し）
第１０条　認定を取り消す場合は、ゼロカーボンシティさがし推進パートナー認定取消届を市へ提出するものとする。
（禁止事項）
第１１条　市は、推進パートナーが認定の要件を満たさない場合、信用を失墜する場合又は推進パートナーとしてふさわしくないと判断した場合、認定を取り消すことができる。
（所管）
第１２条　本制度に関する事務は、佐賀市環境部環境政策課が所管する。
（その他）
第１３条　この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。
附則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。